

# 令和8年度白鷹町青少年国際交流事業公募型プロポーザル実施要領

本要領は、当該事業の業務委託契約を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の目的

町立白鷹中学校に在籍する中学生及び県立荒砥高等学校に在籍する高校生に海外で学習する機会を設けることにより、心の豊かさと国際感覚を養うとともに、明確な自己表現力を培い、国際社会に適応する能力や資質の向上を図り国際性豊かな人材を育成することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度白鷹町青少年国際交流事業委託業務
- (2) 内容 別紙「令和8年度白鷹町青少年国際交流事業委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 履行期間 令和9年1月29日まで
- (4) 担当課 白鷹町教育委員会学校教育係  
所在地：山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地
- (5) 提案限度額 8,140千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

## 3 参加資格等

プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 白鷹町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 白鷹町暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第1号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

## 4 実施スケジュール（予定）

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期日	備考
実施要綱等の通知	令和8年3月27日（金）	
質問事項の受付	令和8年3月30日（月）から	午後5時必着

	令和8年4月6日（月）まで	
質問事項の回答	令和8年4月8日（水）まで	
参加表明書の提出	令和8年4月15日（水）まで	午後5時必着
企画提案書等の提出	令和8年4月20日（月）まで	午後5時必着
審査	令和8年4月28日（火）まで	
結果通知及び公表	令和8年5月1日（金）まで	
契約締結	令和8年6月下旬まで	

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 5 内容についての質問事項受付・回答

(1) 質問事項がある場合は、その旨を書面「質問書（様式第3号）」に記載のうえ、電子メールにて送付すること。なお、電子メール送信の際は件名に「青少年国際交流プロポ質問（業者名）」と記載すること

①受付期間：4.実施スケジュールに記載のとおり

②提出先：白鷹町教育委員会学校教育係

E-mail：[kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp](mailto:kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp)

(2) 質問に対する回答は以下のとおり。

①回答日時：令和8年4月6日（月）までに随時回答する。

②回答方法：白鷹町ホームページに掲載する。

## 6 参加申し込み

(1) 提出書類

…以下を提出すること。

①参加表明書（様式第1号）

②会社・団体概要書（様式第2号）

③企画提案書（任意様式）※A4片面20ページ以内とする。

…次の内容をすべて網羅すること。各項目の記載内容については、仕様書及び評価基準を参照のこと。

- ・全体コンセプト
- ・現地研修の具体的な日程及びプログラム内容
- ・業務遂行体制
- ・業務実績及び添乗員実績
- ・事業の発展性

④見積書及び内訳書（任意様式）

※消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 提出部数

①、②、④：1部

③：6部（原本1部、写し5部）ホチキス綴じとする。

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに到着分のみ有効）

(4) 提出期限

①：令和8年4月15日（水）午後5時

②～④：令和8年4月20日（月）午後5時

## 7 審査・選考方法

(1) 応募者が提出した会社・団体概要書及び企画提案書、見積書、内訳書を審査し、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ1者選定する。

①審査の結果は、電子メール及び書面にて通知するとともに、白鷹町ホームページに掲載する。なお、ホームページへの掲載は最優秀提案者のみとする。また、電子メール及び書面の通知にあたっては、最優秀提案者及び次点提案者の区分を明記する。

②応募者の得点は公表及び開示しない。また、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

(2) 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

No.	評価項目	配点
①	町の目的を正しく理解し、わかりやすい提案となっているか。	15点
②	全体コンセプト ・国際感覚の養成に加え、主体性・自己表現力を高める工夫があるか。	10点
	・研修生の視点から研修の構成が成り立っており、研修後の活動にも期待が持てるか。	10点
③	現地研修の具体的な日程及びプログラム内容 ・現実的な事業計画及びスケジュールとなっているか。移動手段や宿泊先の安全性・利便性は考慮されているか。	10点
	・必須研修内容の充足度	5点
	・必須研修内容以外の研修内容の充足度	5点
④	業務遂行体制 ・円滑な業務遂行が見込まれる体制となっているか。 ・医療機関との連携などリスク管理がなされているか。 ・渡航手続きを円滑に進められる体制がなされているか。	15点
⑤	業務実績及び添乗員実績 ・過去5年間に同種・類似業務の業務実施経験を有し、成果をあげているか。	15点
⑥	事業の発展性 ・本事業を継続していくなかで、どのように発展していけるかなど、将来展望が記載されているか。	5点

⑧	価格評価 ・ 価格の妥当性、経済性	10点
計		100点

(3) その他

参加表明書の提出が1者であった場合でも、審査・選考を中止せず実施する。ただし、審査において審査委員の平均得点が60点未満場合は、最優秀提案者と認めない。  
なお、審査委員について別途定めることとする。ただし、役職・氏名は公表しない。

## 8 契約

最優秀提案者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ契約事業者として決定し、事業実施に係る委託契約を締結するものとする。

## 9 提出書類の取扱い

本業務に関する提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 本業務に関する提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り複写する場合がある。
- (3) 提出書類は、他事業者に提供しない。
- (4) 応募の際に要する経費などプロポーザルの参加に要する経費については、参加者の負担とする。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。なお、本事業の業務の細部（研修プログラムの詳細や現地受入先との調整等）については、本町が指名したコーディネーターが助言及び連絡調整等を行うため、契約事業者の選定後、町及び当該コーディネーターを含めた三者で協議の上、決定するものとする。

## 11 問い合わせ及び提出先

本事業の問合せ及び書類の提出先は以下のとおりとする。

白鷹町教育委員会学校教育係

〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地

電話：0238-85-6144

E-mail：kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp

附 則

この要領は、令和8年3月27日から施行する。